

1 期日の状況

6月18日午後4時から、福島地裁いわき支部1号法廷において、第8回口頭弁論が開催されました。

原告側から、準備書面(8)、準備書面(9)を提出・陳述しました。

準備書面(8)は、東電による「東日本大震災の津波は予見できなかった」と主張に対する反論の追加書面です。

国では、防災の観点から地震学などの学者が中心となって、定期的に地震の予測をしています。「長期評価」と呼ばれるものです。2002年の長期評価では、有力な学者から福島県沖に大規模な津波が発生する可能性があることが指摘されていました。東日本大震災の9年前のことです。「予見できなかったのではなくて、都合の悪いことに目を背けただけではないか」ということを、詳細に反論した書面(全114ページ)を提出し、そのエッセンスを野本弁護士が意見陳述しました。

準備書面(9)は、「避難のつらさ」についての書面です。今まで、第3陣訴訟では「ふるさと喪失」の損害を中心に主張をしてきたところですが、今回は、これに加えて「避難生活のつらさ」に関する被害についての主張を展開する書面を提出しました。

当日の法廷では、菊地弁護士が、避難生活の辛さは①避難先住居での生活の限界(物理的な不便さ)、②見知らぬ土地での不安、③先の見えない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化、など、多岐にわたることを意見陳述しました。

これらの弁護士による意見陳述とともに、今回の法廷でも原告本人からの意見陳述がされました。

意見陳述をした猪狩幸子さんは、長年慣れして親しんできた富岡町での生活を突然奪われ、東京の息子宅などを転々とする避難生活を余儀なくされたことを切々と述べ、「事故前の富岡町は本当に良い町でした。それが全て消え去ったのです。恐ろしい話です。原発はすべてなくすのが、子ども世代に対する私たちの責任だと思います。」と締めくくりました。

猪狩さんの意見陳述の様子は、地元紙でも取り上げられました(以下の記事をご参照ください)。

原発で町消え去った

福島避難者訴訟 原告が意見陳述

地裁いわき支部

福島県の沿岸部の双



裁判所まで行進する
原告団・弁護団18
日、福島県いわき市

葉町、富岡町、楡葉町、浪江町などの住民が東京電力に損害賠償を求めた福島原発避難者訴訟（早川篤雄原告団長）第3陣の口頭弁論が18日、福島地裁いわき支部（名島亨卓裁判長）で開かれました。

原告の猪狩幸子さん（70）が意見陳述。弁護団が巨大津波の予見可能性について意見を述べました。

猪狩さんは「原発事故は私にとって寝耳に水。最初は実感が湧かず『原発は安全に決まっている』と思っていた」と陳述しました。当時、猪狩さんは富岡町に住み、広野町の老人ホームで仕事をしていたのですが、津波で道路が破壊されて、帰れなくなりました。その後、水戸市の妹宅、東京の息子の部屋など転々とした後に、息子や娘と東京で暮らすようになった。

「裁判のたびに必ず

東京から列車で（福島に）やってきます。原発は本当に恐ろしいと思うからです」という猪狩さん。「事故前の富岡町は本当に良い町でした。それが、全て消え去ったのです。恐ろしい話です。原発は全てなくすのが、子どもの世代に対する私たちの責任だと思えます」と訴えました。

日本原電に支援差し止め求める
東電株主が提訴
東海第2原発（茨城

2 今後の予定

次回期日は8月27日（火）午後4時からとなります。

また、原告の皆さまから「もう少し早い時間にできないか」という要望を裁判所に伝えたところ、次々回は1時間繰り上がり、10月16日（水）午後3時からとなることとなりました。

原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、まだまだ一人でも多くの原告の皆様の参加が必要です。

また、毎回の期日において実施しております原告の皆様からの意見陳述等にもご協力頂く必要がございます。

当弁護団と致しましても、今後もより一層力を入れて本訴訟を迫行して参りますので、引き続きのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上